

# 『正法眼藏』における『禪苑清規』の引用について

——「安居」を中心にして——

晴 山 俊 英

道元禪師が基本的に『禪苑清規』を叢林生活の規矩として珍重していることは夙に有名で、『正法眼藏』を注釈する際にも、古来その引用箇所が指摘されてきた。しかし詳細に見えてみると、「清規云」で始まる明らかな引用の他にも、地の文に紛れ込む形で引用されている語句があることが窺える。<sup>(1)</sup>

これを、単に『禪苑清規』の影響下にあるとして片付ければ話はそこで終わってしまうが、逆に『禪苑清規』の影響下にない部分を抜き出すことにより、道元禪師が『禪苑清規』のみでは明確にならないと判じ、ご自身の宋における経験を紹介していると捉えることが出来るのではなかろうかと考えた。そこで、手始めに叢林生活そのものと捉えることも出来ると思われる「安居」を中心に据えて考察してみることにしたい。

「安居」はその奥書によれば、寛元三（一二四五）年六月十三日、道元禪師四十六歳、永平寺がまだ大仏寺と称していた頃の示衆であつたとされる。<sup>(2)</sup>『禪苑清規』の引用を中心とした段は、「清規云、行脚人欲就處所結夏、須於半月前掛搭、所貴茶湯人事不倉卒」（春秋社『道元禪師全集』二、二二一～二二二頁）という一文から始まると思われる。引用とそれに対するコメントという関係を考えると、この段の終わりをどこに設けるかは難しいところであるが、便宜上、「知事・頭首告云、衆中兄弟行脚、須俟茶湯罷、方可隨意。如有緊急緣事不在此限。」（春秋社『道元禪師全集』二、二三五頁）までと、しておきたい。

河村孝道氏の言を借りれば、「安居」における道元禪師の主張は、「安居は仏祖の身心・眼睛・命根であり、仏法僧の三宝に住持する仏訓であり、「果上の仏証」の行持である」という点にある。そういう点からすると、件の『禪苑清規』を引用する箇所は、むしろ実際の行動手順を示している段であるか

ら、「安居」の中心論点からは少しく逸れるという見方もあるが、勿論、その何でもない日常こそが仏法そのものであるということを忘れてはならないのである。

## 二

『禪苑清規』を中心に据える部分を行動手順の説明の段と捉えることが許されるならば、その前後の段において、安居に対する道元禅師の理念が力説されている、という見方が出来よう……いや、「道元禅師の理念」ではなく「仏法上の事実」と言つた方が良いのであろうか。例えは、

夏安居の活潑地を使得し、夏安居の活潑地を跳脱せ  
る、來処あり職由ありといへとも、他方他時よりきたりうつ  
れるにあらず、當処當時より起興するにあらず。來処を把定  
すれば、九十日たちまちにきたる、職由を摸索すれば、九十  
日たちまちにきたる。凡聖これを窟宅とせり、命根とせりと  
いへども、はるかに凡聖の境界を超越せり。思量分別のおよ  
ぶところにあらず、不思量分別のおよぶところにあらず、思  
量不思量の不及のみにあらず。

（春秋社『道元禅師全集』二・二一九頁）

とあり、夏安居の絶対性を強調している。どこから、あるいはいつから、という次元ではないということ、凡夫も聖人もないということ、それはつまり安居それ自体が厳然たる仏法

そのものであると言つてゐるのではないかと思われる。このような状況を示したい時、思量を超えているという表現だけでも良いような気もするが、敢えて不思量をも超えていふとしておられ、のみならず、更なる説明を試みるのである。このような道元禅師の態度は、誤解を極力避けようと親切心なのではなかろうか。すなわち、

世尊、在摩竭陀國、為衆說法。是時將欲白夏、乃謂阿難曰、  
諸大弟子、人天四衆、我常說法、不生敬仰。我今入因沙臼室  
中、坐夏九旬。忽有人來、問法之時、汝代為我說、一切法不  
生、一切法不滅。言訖掩室而坐。

（春秋社『道元禅師全集』二・二一九頁）

と、直後に摩竭掩室の話を出すのである。この話そのものは、『普燈錄』卷第十に見えるものである。<sup>(4)</sup>

「安居」では、「しかりしよりこのかた、すでに一千百九十四年当日本寛元三年乙巳歳なり」（春秋社『道元禅師全集』二・二三〇頁）といい、釈尊の摩竭掩室より二千年以上を見ているが、仏滅時と比較した場合少々開きが大きく、南方伝承の釈尊の生没年（前六二四～五四四頃）に則つても千九百年とするのがいいところであろう。とすると、道元禅師が何を根拠として年数を弾き出しているのかが問題となるが、残念ながら今のところ手がかりが見出せずにはいる。

ところで、「安居」に直接引用されたのは『普燈錄』と思わ

れるが、「摩竭掩室」の話そのものは「釈迦掩室」ともいわれて古くから有名で、無言こそが至理である、と解釈されることが多かつた。<sup>(5)</sup>しかし道元禅師は、

堂奥にいらざる児孫、おほく摩竭掩室を無言説の証拠とせり。いま邪党おもはくは、掩室坐夏の仏意は、それ言説をもちいるは、ことごとく實にあらず、善巧方便なり、至理は言語道断し、心行処滅なり、このゆえに無言・無心は至理にかなふべし、有言有念は非理なり、このゆえに掩室坐夏九旬のあひだ、人跡を断絶せるなり、とのみいひ、いふなり。これらのともがらのいふところ、おほきに世尊の仏意に孤負せり。

(春秋社『道元禅師全集』二・一二一〇頁)

といわれ、そのような解釈は多分に仏意に背くものであるとされる。これはつまり、言語・思量を超えているという次元の解釈に止まっていたのでは、仏意に反するということである。では道元禅師の解釈はと/or>

この因縁、もとより無言をたぶとびんためにはあらず、通身ひとへに泥水し入草して、説法度人いまだのがれず、転法拯物、いまだのがれざるのみなり。

(春秋社『道元禅師全集』二・一二一〇頁)

とあるように、無言を貴ぶのではなく、掩室はそのまま説法であり、衆生済度なのだと捉えられている。これと呼応する

と思われるは、『永平広録』卷第一に、

丹霞和尚擧。徳山示衆云、我宗無語句、亦無一法与人。徳山恁麼道、只是入草求人、不覺通身泥水。子細觀來只具一隻眼。

若是丹霞即不然。我宗有語句。金刀剪不開。玄玄深妙旨、玉女夜懷胎。師云、丹霞恁麼道得。眼睛照破蠶苴德山、笑殺古良久云、我宗唯語句。眼口競頭開。拈出為人處、驢胎与馬胎。

とあるもので、丹霞子淳(一〇六四—一一一七)のこの話は『普灯錄』卷第五に見られる。<sup>(6)</sup>

徳山宣鑑(七八〇—八六五)が「我宗無言句」と言つたのに対し、丹霞は「我宗有言句」と言い、道元禅師は更に「我宗唯言句」と言い放つ。これは、単に道元禅師が言説を大切にしていたということではなく、あらゆるものごとが常に説法をしていること、それこそが仏法なのだ、だから宗門は言句のみなのだ、と示されているのではないかと思われる。道元禅師にとつては、掩室すなわち安居も、説法以外の何者でもなく、仏からの言句そのものなのである。

なお、『永平広録』卷第一の冒頭には、懷奘禅師により、「師、於寛元二年甲辰七月十八日徙于当山。明年乙巳、四方学侶雲集座下」(春秋社『道元禅師全集』三・七〇頁)と記されており、とすれば、この話も寛元三年の説示と思われ、「安居」の撰述

と時期的にも相応することになる。

このように、道元禪師は、安居は仏法そのものであるとうことを力説している。

### 三

さて、問題の『禅苑清規』を中心とした行動手順を示す段であるが、冒頭に「清規云」とあるように、『禅苑清規』巻第二「結夏章」からの引用に始まる。すなわち「行脚人、欲就処所結夏、須於半月前掛搭。所貴茶湯人事不至倉卒」（訳注『禅苑清規』八五頁）と確認されるそれである。

安居しようと思うなら、半月前に掛搭しておくべきであるといふことであるが、道元禪師はこれに続けて、より具体的に示して、誤解や不備のないように配慮されておられる。

いはゆる半月前とは、三月下旬をいふ。しあれば三月の内にきたり掛搭すべきなり。すでに四月一日よりは、比丘僧ありきせず、諸方の接待、および諸寺の旦過、みな門を鎌せり。しかあれば四月一日よりは、雲衲みな寺院に安居せり、庵裏に掛搭せり。あるひは白衣舎に安居せる、先例なり。これ仏祖の儀なり、慕古し、修行すべし。拳頭・鼻孔、みな面面に寺院をしめて、安居のところに掛搭せり。

（春秋社『道元禪師全集』二・二二二二頁）

半月前とは三月下旬のことであるから、三月中に掛搭してお

くべきであるというのである。その理由は「四月二日の粥罷より、はじめてことをおこなふといへども、堂司、あらかじめ四月一日より戒臘の榜を理会す」（春秋社『道元禪師全集』二・二二二二頁）とあるように、三日に参加者の一覧を公表するために、一日には参加者を固定しておく必要があるということであろう。

ただ、「白衣舎」すなわち在家宅に安居するというのは、少々意外である。釈尊在世当時の、祇園精舎等の叢林が整う以前の安居を指しているのだろうか。筆者は寡聞にして、そういう例はあまり知らないが、『雜阿含經』には「如是我聞。一時。仏住釈氏弥城留利邑夏安居」（大正藏二・二五八上）とあり、集落に安居していたことは想像し得る。もつともその場合も、集落の林間といふことも考えられるので、在家宅に安居した証左にはならないと思われる。あるいは中国・日本の祖師方に先例を求めるべきなのかも知れないが、今はこの点を追究する余裕はない。

いざれにせよこの辺は『禅苑清規』には見られないところであり、次の、

すでに四月三日の粥罷に戒臘牌を衆寮前にかく、いはゆる前門の下間に窓外にかく。寮窓みな櫛子なり。粥罷にこれをかけ、放參鐘ののち、これををさむ。三日より五日にいたるまで、これをかく。をさむる時節、かくる時節、おなじ。

(春秋社『道元禅師全集』二・二二二一—二二三頁)

という部分も含めて、道元禅師の在宋中の見聞に拠つて具体的な行動の手引きを示しているものと想像される。そのような意味では、続く、

かの榜、かく式あり。知事・頭首によらず、戒臘のままにかかり。諸方にして頭首・知事をへたらんは、おのおの首席・監寺とかくなり。数職をつとめたらんなかには、そのうちにつとめておほきならん職をかくべし。かつて住持をへたらんは、某甲西堂とかく。小院の住持をつとめたりといへども、雲水にしられざるは、しばしばこれをかくして称せず。もし師の会裏にしては、西堂なるもの、西堂の儀なし、

某甲上座とかく例もあり。おほくは衣鉢侍者寮に歇息する、勝躅なり。さらに衣鉢侍者に充し、あるひは焼香侍者に充する、旧例なり。いはんやその余の職、いづれも師命にしたがふなり。他人の弟子のきたれるが、小院の住持をつとめたるといへども、おほきなる寺院にては、なほ首座・書記・都寺・監寺等に請ずるは、依例なり、芳躅なり。小院の小職をつとめたるを称するをば、叢林わらふなり。よき人は、住持をへたる、なほ小院をば、かくして称せざるなり。

(春秋社『道元禅師全集』二・二二三頁)

という一文も道元禅師の親切心の現れとみることが出来よう。

『正法眼藏』における『禪苑清規』の引用について（晴山）

面白いのは西堂の扱いで、理念上、仏祖より法を嗣いだ仏祖でなければ住持人になり得ない以上、住持人たる者、恐らくは自ら住持する寺院を叢林として、もしくは自ら主催して安居すべきなのであろう。従つて『禪苑清規』には西堂の概念はない。「西堂なるもの、西堂の儀なし」である。ところが現実は仏祖の数と寺院数が合致しない。「他人の弟子のきたれるが、小院の住持をつとめたる」というのは、正にそういう実情を示していると思われる。

こうした西堂については、比較的楽な配役に充てるのが旧例ではあるが、大きな寺院においては、首座や書記等に充てることも珍しくはなかつたのである。

しかし「小院の小職をつとめたるを称するをば、叢林わらふなり。よき人は、住持をへたる、なほ小院をば、かくして称せざるなり」とあるのは、一見、寺院の大小を言い過ぎのようにも感ぜられる。『永平広録』卷第一では、

大叢林。不可以院小衆寡為小叢林。不可以衆多院闊為叢林也。縱院小如有道人、實是大叢林也。

(春秋社『道元禅師全集』三・七二頁)

といふ、寺院の大小ではなく、道人の有無をもつて大叢林・小叢林を規定しておられる。ここよりすれば、小院だとか小職だと切り分ける必要性はなかろう。そういうことは仏法

の本質ではないのだから。とすると、「安居」で言つておられるのは、西堂当人の心構えと捉えるべきであろう。かつての住持先、そこが『永平広録』いうところの大叢林であつたにせよ、他院にて安居しようとする際には謙虚さを失つてはいけないということであろう。

「安居」では次に、件の戒臘の榜の具体的書式例を挙げておられる。

榜式かくの「ご」とし、

某国某州某山寺、今夏、結夏海衆、戒臘如後。

陳如尊者  
堂頭和尚

建保元戒

某甲上座	某甲藏主
------	------

建保二戒

某甲上座	某甲維那
------	------

某甲首座	某甲知客
------	------

某甲上座	某甲浴主
------	------

建暦元戒

某甲直歲	某甲侍者
------	------

某甲首座	某甲首座
------	------

某甲化主	某甲上座
------	------

某甲典座 某甲堂主  
建暦三戒  
某甲書記 某甲上座  
某甲西堂 某甲首座  
某甲上座 某甲上座

右謹具呈、若有誤錯、各請指揮、謹狀。

某年四月三日 堂司比丘某甲謹狀

（春秋社『道元禪師全集』一一二二三—一一五頁）

これについては、先程来同様に道元禪師の見聞が想像され、その点は熊本英人氏も夙に指摘をされておられる。<sup>(7)</sup> その他、ここで気になるのは元号の問題である。

陳如尊者と堂頭和尚は別扱いとしても、前に「知事・頭首によらず、戒臘のままにかくなり」としている以上、戒臘順に並んでいると思いたいが、今、西暦に置き換えてみると右から順に、一二一三年、一二一四年、一二一一年、一二一三年と並んでおり、何ともちぐはぐしている。就中「建暦元戒」については、これを「元暦元戒」とする本もあるが、西暦でいうと一八四年となり、他の年代から見てもあまりに唐突であるから、まだ「建暦元戒」の方が妥当であろう。

また、「建暦三戒」については、『弁註』や『那一宝』が「建暦二戒」としている。この辺は後人の意図的な修正と考えられなくもないが、西暦を並べて眺める上では一二一一年を埋

めることが出来、好都合であることは確かであろう。ただ問題は、西暦だけを見ていて良いかどうかである。というのは、建保元年は十二月六日の改元であり、十一月五日までは建暦三年と表記されると思われるからである。これは、道元禅師の受戒を四月九日に据えるとすれば、建保元年ではなく建暦三年でなければならない、という問題もある。そう考えるに、そもそも「建保元戒」ということがあり得たかどうか。建保元年は一ヶ月に満たない期間しか指し得ないのであるから、更なる考究が要求されよう。

もう一つ、筆者が問題としたいのは、建暦にしても元暦にしても建保にしても、宗門が宗門として確立する以前の戒臘であり、それはすなわち、これらの戒臘は天台の円頓戒か、もしくは四分律、あるいは沙弥戒の受戒に依拠しているということである。道元禅師における仏戒、いわゆる十六条戒を起点としなくとも良かつたのであろうか。この辺りを穿てば、たとえ他宗の僧であっても仏教を信奉する僧である限りは、それが如何なる戒であっても受戒した時点より履歴として数える姿勢が窺える。もつとも戒臘とはいけれど、問題になるのは戒そのものではなく安居の数という見方をすれば良いのかも知れない。<sup>(9)</sup>

続けて「安居」は、事細かに指示をしている。すなわち、かくのごとくかく。しろきかみにかく。真書にかく、草書・

隸書等をもちいず。かくるには、布線のふとさ両米粒許なるを、その紙榜頭につけてかくるなり。たとへば、簾・額の、すぐならんがごとし。四月五日の放参罷に、をさめをはりぬ。四月八日は仏生会なり。

(春秋社『道元禅師全集』二・二二二五頁) とある。かなで記されてしまつと読みにくいが、「書く」と「掛く」を読み分ける必要がある。白い紙に楷書で書き、米粒二つ程の太さの麻糸をつけて、簾や額のようになつて直ぐに掛けられるというのである。ここまで記されるともはや懇切丁寧と言

うより他はないであろう。このよくな点は、実際に体験した者でないと記せないものと思われる。そういう意味では、

四月十三日の斎罷に、衆寮の僧衆、すなはち本寮につきて煎點諷経す。寮主、ことをおこなふ。点湯焼香、みな寮主これをつとむ。寮主は、衆寮の堂奥に、その位を安排せり。寮首座は、寮の聖僧の左辺に安排せり。しかあれども、寮主、いでて焼香行事するなり。首座・知事等、この諷経におもむかず。ただ本寮の僧衆のみ、おこなふなり。維那、あらかじめ一枚の戒臘牌を修理して、十五日の粥罷に、僧堂前の東壁にかく、前架のうへにあたりてかく、正面のつぎのみなみの間なり。

(春秋社『道元禅師全集』二・二二二五頁)

おり、如何に道元禅師が注意深く叢林を見てきたのかが窺われる。恥ずかしい話ではあるが、自分を振り返るに、仏事に限らずとも、かように物事を詳細に覚えていられない。

## 四

さて、「安居」における『禪苑清規』の引用はいよいよ頻繁となる。今この部分をまとめ、「安居」と『禪苑清規』の対照

『正法眼藏』「安居」（春秋社『道元禅師全集』）

清規云、堂司預設戒蠟牌、香華供養。在僧堂 前設之

四月十四日斎後に、念誦牌を僧堂前にかく。諸堂、おなじく念誦牌をかく。至晩に、知事、あらかじめ土地堂に香華をまうく、額のまへにまつくるなり。集衆念誦す。

A・念誦の法は、大衆集定ののち、住持人、まづ焼香す、つぎに知事・頭首、焼香す。浴仏のときの、焼香の法のことしつぎに維那くらいより正面にいでて、まづ住持人を問訊して、つぎに土地堂にむかうて問訊して、おもてをきたにして、土地堂にむかうて念誦す。

詞云、竊以薰風扇野、炎帝司方、當法王禁足之辰、是釈子護生之日。躬哀大衆、肅詣靈祠、誦持万德洪名、回向合掌真宰。

表を作成し、『禪苑清規』に見られない記述についてはアルファベットを付し強調表示をしておいた。詳しく見ると、記述の順番は『禪苑清規』と必ずしも相応せず、多少の前後を認めるのであるが、そういう場合は段落を別にした。また、意味からすれば、別の段落にすべき部分であっても、引用が一続きの場合には敢えて一つの段落として扱つた。

『禪苑清規』（訳注『禪苑清規』）

堂司預設戒蠟牌、香花供養。在僧堂 前設之。（訳注『禪苑清規』八六頁）

四月十四日斎後、掛念誦牌。至晩知事予備香花法事於土地前、集衆念誦。（訳注『禪苑清規』八六頁）

詞云、竊以薰風扇野、炎帝司方、當法王禁足之辰、是釈子護衆長声念。衆云。（訳注『禪苑清規』八六頁）

所祈加護得遂安居。仰憑尊衆念。

B. 淨淨法身毘盧舍那仏 金打

円満報身盧舍那仏

金打

千百億化身釈迦牟尼仏

金打

當來下生弥勒尊仏

金打

十方三世一切諸仏

金打

大聖文殊師利菩薩

金打

大聖普賢菩薩

金打

大悲觀世音菩薩

金打

諸尊菩薩摩訶薩

金打

摩訶般若波羅蜜

金打

念誦功德、並用回向護持正法土地龍神。伏願、神光協贊、發

揮有利之勲、梵樂興隆、亦錫無私之慶。再憑尊衆念。十方三

世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。

C. ときに鼓響すれば、大衆、すなはち靈堂の点湯の座に赴す。点湯は庫司の所辨なり。

大衆赴堂し、次第巡堂し、被位につきて正面而坐す。知事一人、行法事す、いはゆる焼香等をつとむるなり。清規云、本合監院行事、有故維那代之。

すべからく念誦以前に写榜して、首座に呈す。

D. 知事、搭袈裟・帯坐具して、首座に相見するとき、あるひは両手三挙しをはりて、榜を首座に呈す。首座答挙す、知

略声法事打（訳注『禪苑清規』八六頁）  
鼓赴堂也。（訳注『禪苑清規』八六頁）

念誦功德、並用回向護持正法土地龍神。伏願、神光協贊、發揮有利之勲、梵樂興隆、亦錫無私之慶。再憑尊衆念。十方等。鼓赴堂也。（訳注『禪苑清規』八六頁）

次第巡堂就位坐。知事一人行法事。本合監院行事、有故維那代之。（訳注『禪苑清規』八六頁）

念誦已前先写榜、呈首座請之。（訳注『禪苑清規』八六頁）

事の榜とおなじかるべし。榜は、箱に複袱子をしきて、行者にもたせゆく。首座、知事をおくりむかふ。

榜式

庫司、今晚就雲堂煎点、特為首座大衆、

聊表結制之儀、伏冀衆慈同垂光降。

寛元三年四月十四日 庫司比丘某甲等謹白

E. 知事の第一の名字をかくなり。榜を首座に呈してのち、行者をして、雲堂前に貼せしむ、堂前の下間に貼するなり。前門の南頬の外面に、榜を貼する版あり。このいた、ぬれり。殼漏子あり。殼漏子は、榜の初にならべて、竹釘にてうちつけたり。しかあれば、殼漏子もかたはらに押貼せり。この榜は、如法につくれり。五分許の字にかく、おほきにかかず。殼漏子の表書は、かくのことくかく。

状請 首座 大衆 庫司比丘某甲等 謹封煎点 をはりぬ  
れば、榜ををさむ。

十五日の粥前に知事・頭首・小師・法眷、まづ方丈内にまうでて人事す。住持人、もし隔宿より免人事せば、さらに方丈にまづづべからず。

F. 免人事といふは、十四日より、住持人、あるひは領子、あるひは法語をかける榜を、方丈門の東頬に貼せり、あるひは雲堂前にも貼す。

G. 十五日の陞座罷、住持人、法座よりおりて、壇のまへに

榜云、庫司今晚就雲堂煎点、特為首座・大衆、聊表結制之儀。伏冀衆慈同垂光降。庫司比丘某等敬白。（訳注『禪苑清規』八六頁）

十五日粥前、知事・頭首・小師・法眷、先來方丈内人事。如住持人隔宿免人事、更不須上方丈也。（訳注『禪苑清規』八八頁）

陞座罷、知事近前両展三札。（訳注『禪苑清規』八八頁）

たつ。拝席の北頭をふみて、面南してたつ。知事、近前して  
両展三札す。

一展云、此際、安居禁足獲奉巾瓶。唯仗和尚法力資持願無難  
事。

一展、叙寒喧、触礼三拜。

H. 叙寒喧云者、展坐具三拜了、收坐具、進云、即辰孟夏漸熱、法王  
結制之辰、伏惟堂頭和尚、法候動止万福、下情不勝感激之至。

かくのごとくして、その次に触礼三拜、ことばなし、住持人  
みな答拝す。

住持人念、此者、多幸得同安居、亦冀某<sub>首座</sub>監寺人等、法力相  
資、無諸難事。首座・大衆、同此式也。

1. このとき首座・大衆・知事等、みな面北して礼拝するな  
り。住持人ひとり面南にして、法座の壇前に立せり。住持人  
の坐具は、拝席のうへに展ずるなり。

つぎに首座・大衆、於住持人前、両展三札。このとき小師・  
侍者・法眷・沙弥、在一辺立、未得与大衆雷同人事。

J. いはゆる、一辺にありてたつ、とは、法堂の東壁のかた  
はらにありてたつなり。もし東壁辺に施主の垂箔のことあら  
ば、法鼓のほとりにたつべし、また西壁辺にも立すべきなり。

大衆、礼拝、をはりて、知事、まづ庫堂にかへりて主位に  
立す。つぎに首座、すなはち大衆を領して庫司にいたりて人  
事す、いはゆる知事と触礼三拜するなり。このとき小師・侍  
者・法眷等は、法堂上にて住持人を礼拝す。

K. 法眷は、両展三拝すべし、住持人の答拝あり。小師・侍者おのおの九拝す、答拝なし。沙弥、九拝、あるひは十二拝なり。住持人、合掌してうくるのみなり。

L. つぎに首座、僧堂前にいたりて、上間の知事床のみなみのはしにあたりて、靈堂の正面にあたりて、面南にて大衆にむかうてたつ。大衆面北して、首座にむかうて触礼三拝す。首座、大衆をひきて入堂し、戒臘によりて巡堂、立定す。知事、入堂し、聖僧前にて大展礼三拝しておく。つぎに首座前にて触礼三拝す、大衆答拝す。知事、巡堂一帯していくで、くらいによりて叉手してたつ。

M. 住持人入堂、聖僧前にて焼香、大展三拝起。このとき、小師於聖僧後避立。法眷隨大衆。つぎに住持人、於首座触礼三拝。いはく、住持人、ただくらいうりてたち、面西にて触礼す。首座・大衆、答拝さきのごとし。

N. 住持人、巡堂していづ。首座、前門の南頬よりいでて、住持人をおくる。住持人出堂ののち、首座已下、対礼三拝していはく、此際、幸同安居、恐三業不善、且望慈悲。この拝は展坐具拝、三拝なり。かくのごとくして、首座・書記・蔵主等、おのおのその寮にかへる。もしそれ衆寮僧は、寮主・寮首座已下、おのおの触礼三拝す。致語は、堂中の法におなじ。住持人、こののち、庫堂よりはじめて巡察す。次第に大衆相隨送至方丈、大衆乃退。

次首座、到僧堂前、面南向、大衆面北、各触礼三拝。依戒蠟巡堂立定。知事入堂、聖僧前大展礼三拝。起於首座前、触礼三拝。大衆答拝、巡堂出。（訳注『禪苑清規』八八頁）

住持人入堂、焼香、大展三拝起。是時、小師於聖僧後避立。法眷隨大衆。於首座触礼。答拝・巡堂同前。（訳注『禪苑清規』八八頁）

住持人出堂。首座已下、対礼三拝云、此際、幸同安居、恐三業不善、且望慈悲。首座已下帰寮。如係衆寮、寮主・首座已下、各触礼三拝。致語、同堂中之法。住持人從庫堂起巡察。次第大衆相隨、送至方丈、大衆乃退。（訳注『禪苑清規』八九頁）

O. いはゆる住持人、まづ庫堂にいたる。知事と人事しをは

りて、住持人いでて巡察すれば、知事、しりへにあゆめり。

知事のつぎに、東廊のほどりにある人、あゆめり。住持人、

このとき延寿院にいらす。東廊より西において、山門をとほ

りて巡察すれば、山門の辺の寮にある人、あゆみつらなる。

みなみより西の廊下および諸寮にめぐる。このとき、西をゆ

くときは北にむかふ。このときより安老・勤旧・前資・頤堂・

単寮のともがら、淨頭等、あゆみつらなれり。維那・首座等、

あゆみつらなる。つぎに衆寮の僧衆、あゆみつらなる。巡察

は、寮の便宜によりてあゆみくははる。これを大衆相送とはいふ。

かくのごとくして、方丈の西階よりのぼりて、住持人は、方丈の正面のもやの住持人のくらいによりて、面南にて

叉手してたつ。大衆は、知事已下、みな面北にて住持人を問

訊す。この問訊、ことにふかかるべし。住持人、答問訊あり。

大衆、退す。先師は、方丈に大衆をひかず、法堂にいたりて、

法座の傍前にして面南、叉手してたつ。大衆、問訊して退す、

これ古往の儀なり。  
しかうしてのち、衆僧、おののおののこころにしたかひて人事す。

P. 人事とは、あひ礼拝するなり。たとへばおなじ郷間のともがら、あるひは照堂、あるひは廊下の便宜のこころにして、幾十人もあり拝して、同安居の理致を賀す。しかあれども、

然後、堂頭・特為知事・頭首、請首座大衆相伴。（訳注『禪苑清規』九〇頁）

然後、衆僧各行、随意人事。（訳注『禪苑清規』九〇頁）

致語は、堂中の法になぞらふ、人にしたがひて今案のことばも存す。あるひは小師をひきいたる本師あり、これ小師からず本師を拝すべし、九拝をもちいる。法眷の、住持人を拝する、両展三拝なり、あるひはただ大展三拝す。法眷の、ともに衆にあるは、拝、おなじかるべし。師叔・師伯、またかならず拝あり。隣単・隣肩、みな拝す、相識・道旧ともに拝あり。単寮にあるともがらと、首座・書記・藏主・知客・浴主等と、到寮拝賀すべし。単寮にあるともがらと、都寺・監寺・維那・典座・直歲・西堂・尼師・道士等とも、到寮、到位して拝賀すべし。到寮せんとするに、人しげくて入寮門にひまをえざれば、勝をかけてその寮門におす。その勝は、ひろさ一寸余、ながさ一寸ばかりなる白紙にかくなり。かく式は、

	某甲 懐昭等	某甲
又ハ式	拝 賀	礼 賀
某 甲	又ノ式	
	某 甲 拝	
又ノ式	拝 賀	又ノ式
某 甲	某 甲	某 甲 拝
又ノ式	礼 賀	礼 拝
某 甲		
礼 賀		
かくしき、おほけれど、大旨かくの」とし。しかあれば、		

門側には、この榜あまたみゆるなり。門側には、左邊におさず、門の右におすなり。この榜は、斎罷に、本寮主、をさめとる。今日は、大小諸堂・諸寮、みな門簾をあげたり。

Q. 堂頭・庫司・首座、次第に煎点といふことあり。しかあれども、遠島・深山のあひだには、省略すべし。ただこれ礼數なり。

退院の長老、および立僧の首座、おののおの本寮につきて、知事・頭首のために特為煎点するなり。

R. かくのごとく結夏してより、功夫辨道するなり。衆行を辨肯せりといへども、いまだ夏安居せざるは、仏祖の児孫にあらず、また仏祖にあらず。孤独園・靈鷲山、みな安居によりて現成せり。安居の道場、これ仏祖の心印なり、諸仏の住世なり。

解夏。七月十三日、衆寮煎点諷經、またその月の寮主、これをつとむ。

十四日晚念誦、来日陞堂・人事・巡察・煎点、並同結夏。唯榜狀詞語、不同而已。庫司湯榜云、庫司今晚、就雲堂煎点、特為首座・大衆、聊表解制之儀、伏冀、衆慈同垂光降。

庫司比丘某甲白。土地堂念誦詞云、切以金風扇野、白帝司方、

堂頭・庫司・首座、次第就堂煎点。（訳注『禪苑清規』九〇頁）

退院長老・立僧首座、特為知事・頭首、就本寮煎点。（訳注『禪苑清規』九〇頁）

七月十四日晚念誦・煎湯、來日陞堂・人事・巡察・煎点、並同結夏之儀。唯榜狀詞語、不同而已。庫司湯榜。略云、聊表（訳注『禪苑清規』九一頁）

榜云、庫司今晚就雲堂煎点、特為首座・大衆、聊表結制之儀。伏冀、衆慈同垂光降。庫司比丘某等敬白。（訳注『禪苑清規』八六頁）

土地堂念誦。切以金風扇野、白帝司方。當覺皇解制之時。是法藏周圓。九旬無難。一衆咸安。誦持諸仏洪名。仰報合掌真宰。

當覺皇解制之時、是法歲周円之日。九旬無難、一衆咸安。誦持諸仏洪名、仰報合堂真宰、仰憑大衆念。これよりのちは、結夏の念誦におなじ。

陞堂罷、知事等謝詞。いはく、伏喜法歲周円、無諸難事、此蓋和尚法力靡林、下情無任感激之至。住持人謝詞。いはく、此者法歲周円、皆謝某人等法力相資、不任感激之至。堂中首座已下・寮中寮主已下謝詞。いはく、九夏相依、三業不善、座已下・寮中寮主已下謝詞。いはく、九夏相依、三業不善、惱亂大衆、伏望慈悲。知事・頭首告云、衆中兄弟行脚、須俟茶湯罷、方可随意。如有緊急縁事不在此限。

知事等謝詞。伏喜法歲周円、無諸難事。此蓋和尚法力靡林。下情無任感激之至。住持人謝詞。此者法歲周円、皆謝某人等法力相資、不任感激之至。堂中首座已下・寮中寮主已下、謝詞。九夏相依、三業不善、惱亂大衆、伏望慈悲。知事・頭首告云、衆中兄弟行脚、須候茶湯罷、方可随意。如有緊急縁事不在此限。（訳注『禪苑清規』九一頁）

『禪苑清規』の引用を中心とした段落は、この対照表のような構造をしていることが判ると思われるが、Aの土地堂念誦の解説部分については特に熊本氏が着目されており、道元禪師が、土地堂念誦を取り入れたからといって、体系的な土地堂信仰が形成されていたとは言い難いが、逆に、少なくともそれを受け入れ得るだけの宗教的な基層思潮が道元禪師の中に存在していたと考えるのが自然であろう。<sup>(10)</sup>

資相承、正伝の仏法という言葉の下、無条件に「師匠がこうしてきたから」という理由が成立してきたが、現代においては、釈尊に遡つて検証できるもの、少なくとも道元禪師に帰着できるものでなければ、説得力に欠けるものになってしまふ恐れがある。

次にBはいわゆる十仏名であるが、これは見ようによつては『禪苑清規』の「云々」に含まれていると考えられる。敢えてBとしたのは、現行の十仏名から「大乗妙法蓮華經」が抜け落ちているからで、「赴粥飯法」に示される十仏名（春秋社『道元禪師全集』六・五四頁）にはこれが記されている。單日々の生活そのものに仏法が現成するとなれば、様々な儀軌も単なる形式以上の意味を持たなければならない。宗門は師

（仰憑大衆。已下（訳注『禪苑清規』九一頁）  
與結夏念誦同）

検討課題である。もつともこの点は「摩訶般若波羅蜜」にも同じ事がいえるが、逆に般若があるなら法華もあつて然るべきという発想もあるう。

また、現在は一々の仏名の頭に金を打つが、当初は仏名の終わりに金を打っていたのではあるまいか。そもそも当時より磬子ないし引磬のようなものが仏具として存在していたと捉えて良いのであるうか。この点も気になるところである。

C以降では、正しく『禪苑清規』のみでは曖昧になり勝ちな点を丁寧に補足説明していると思われる。Fでは明らかに「免人事」について、Hは「叙寒喧」について、Jは「在一辺立」について、Pは「人事」について、それぞれ具体的に解説されており、道元禅師の親切心の一端を垣間見ることが出来よう。なお「叙寒喧」について『禪苑清規』卷第一に、正月孟春猶寒、二月仲春漸暄、三月季春極暄、四月孟夏漸熱、五月仲夏毒熱、六月季夏極熱、七月孟秋猶熱、八月仲秋漸涼、九月季秋霜冷、十月孟冬漸寒、十一月仲冬嚴寒、十二月季冬極寒。

(訳注『禪苑清規』三四頁)

とあり、四月の辞と合致していることが確認される。

最後にOについては、本来「大衆相伴」の語句解説が中心であると思われるが、「安居」中での引用が明確でなく、やや唐突な感がある。しかし『禪苑清規』と対照することにより、これが記されている理由が明らかになろう。

ところで、Oの部分について熊本氏は、

延寿院をはじめ、これらの記述にみられる諸堂がすべて整っていたとは考えられず、さらに、「安老（老僧・隠居者の寮）」「勤旧（知事・頭首の退役者）」「前資（三次以上役寮を務めて退いた者）」「願堂（西堂）」「單寮（単独の寮）」についても、実際に、当時の建立間もない大仏寺（永平寺）、あるいは初期僧団に具体的に該当するものがあつたとは考えられない

とされるが<sup>(1)</sup>、筆者はこれだけ見聞豊かな道元禅師が、伽藍の建立に当たつてその辺の指示をしないとは思えず、また大仏寺建立以前でも、形式だけだつたのかも知れないが、安居は行われていたのではないかと考えたい。既に懷奘が道元禅師よりも年上であつたように、老僧扱いとなるような人物も存在し得たのではないか。

## 五

駆け足で『禪苑清規』と「安居」の関係を見てきたが、これからだけでも、『禪苑清規』の「結夏章」と「解夏章」をほぼ全面的に引用しつつ、なお具体性を欠く部分を懇切丁寧に示された道元禅師の態度が窺えよう。

しかし、同時に、こより派生する問題は多岐に渡つており、かつ、それぞれの解決には相当の労力が要求されることが予

想される。置き去りにしてきた問題が山積みで気が遠くなってしまうが、今後の検討課題としてさせていただきたい。

## 註

(1) このことは夙に熊本英人「『正法眼藏』『安居』の儀軌」(『宗学研究』三十四、一九九一年三月)にて「『禪苑清規』の儀軌を、より詳しく具体的に示したもの、そこに典拠が認められない部分が少なからず混在している」と指摘されている。

(2) 『正法眼藏』「安居」に「爾時寛元三年乙巳夏安居六月十三日、在越宇大仏寺示衆」(春秋社『道元禪師全集』二、二四〇頁)とある。

(3) 春秋社『道元禪師全集』二、二一八頁頭注参照。

(4) 『普灯錄』卷第十(正統藏一三七・七九左下)参照。

(5) 「摩竭掩室」を言い出したのは『肇論』「涅槃無名論」であると思われる。すなわち、「然則言之者失其真。知之者反其愚。有之者乖其性。無之者傷其軀。所以釈迦掩室於摩竭。淨名杜口於毘耶。須菩提唱無說以顯道。釈梵約聽而雨華。斯皆理為神御。故口以之而默。豈曰無辯。辯所不能言也」(大正藏四五・一五七下)とあり、涅槃を言葉で説明しようとするれば真実から離れてしまうし、それを知ろうとすれば却つて愚かになってしまふから釈迦が部屋を閉ざして、としている。この点よりすれば道元禪師の指弾する無言を至理とする解釈と取れなくもないが、ただし『肇論』

も最終的には「豈曰無辯。辯所不能言也」とい、説法をしていないのではなく、言葉では表現できないだけである、という旨を述べている。

なお、いわゆる「摩竭掩室」の典拠を何れの經典に求めらるかということについては諸説あつて、『涉典錄』(『正法眼藏註解全書』八・六六四・六六五頁)等では『諸仏要集經』卷上の、「聞如是。一時仏遊摩竭國奈叢樹間。於其鄉土北有山名因沙旧(晋言帝樹石室)。与大比丘衆俱。比丘五千。菩薩二万。」(中略)。仏心念言。衆人患厭所宣道教。不肯復來諸受法言。不見如來不聞正典不入心耳。心不思惟不能修立。(中略)。仏号天王如來至真等正覺。現在說法。諸佛會彼仏告阿難。如來當入因沙旧室燕坐三月。(大正藏一七・七五六中・下)という部分を指摘するが、元康『肇論疏』卷下(大正藏四五・一九二下)では『大智度論』卷第七にある「今是釈迦文尼仏。得道後五十七日。寂不說法。自言。我法甚深。難解難知。一切衆生縛著世法。無能解者。不如默然入涅槃樂」(大正藏一五・一〇九中・下)という言句が掩室の義であるとする。これは恐らく、禪家において掩室を安居と同義に取る解釈が流行したために、よりそれに近い經典が典拠として求められた結果と思われるが、僧肇が『大智度論』を意図して釈迦掩室を言つたとする元康の説にも苦しいものがあろう。

(6) 『普灯錄』卷第五(正統藏一三七・五三右上)参照。

(7) 前註(1)参照。

(8) 陳如尊者について『聞解』では、「陳如尊者は鹿野苑に

て最初の教化にあづかる、五比丘の一数出家最初なり、故に小乗では陳如尊者を初に書す、大乗では文殊大士を初に書す、古規に文殊を書せども今はしばらく小乗の規に隨て安居す、故に陳如尊者を出す」（『正法眼藏註解全書』八・六一三頁）としている。

(9) 戒臘を安居の経歴数とみなす場合、冬安居も計算に入るとすると一年に二歳を数えることになり、「聞解」では「夏とすれば元戒になる、冬とすれば二戒になり、三戒は二年目の夏なり」（『正法眼藏註解全書』八・六一三頁）と説明するが、「参註」ではこの点を「受歲者、夏安居耳。何喚冬安居為受歲。若為受歲、則比丘僧年歲為一。以冬安居為臘之說、恐混俗儀者」（『正法眼藏註解全書』八・六五九頁）と、俗説として切り捨てている。なお、冬安居については水野弘元「冬安居について」（『宗学研究』十七、一九七五年三月）に詳しい。

- (10) 前註(1)掲熊本論文参照。
- (11) 前註(1)掲熊本論文参照。